

哲学・思想の基礎(11~14回:倫理的な正しさとは何か)[石田担当]

- 第 11 回(6/23): 倫理的な正しさとは何か その 1: 現代リベラリズムの立場
第 12 回(6/30): 倫理的な正しさとは何か その 2: リバタリアニズムの立場
第 13 回(7/7): 倫理的な正しさとは何か その 3: コミュニタリアニズムの立場
第 14 回(7/14): 三つの立場のまとめ
第 15 回(7/21): まとめとディスカッション

倫理的な正しさとは何か

はじめに

「倫理的な正しさ」(正義)を、善とも関連させながら、三つの基本的な立場によって考える。まず、個人の自由を基にして、正しさが善に優先するとする「現代リベラリズム」の立場を考える。次に、所有権に基づく自由を最大限に尊重して、正義の基盤と考える「リバタリアニズム」の立場を考え、最後に、正しさは何らかの共同体の中で成立するとする「コミュニタリアニズム」の立場を考える。これらの立場を通して、現実の社会において生じている諸問題を考える視野を養う。

正しさ(正義)とは何であろうか。正しさは、或る事柄(ここでは倫理的・社会的な事柄に限定する)を判定する場合の基準となるものである。正義とは「人間の行為や制度の正・不正の評価基準」のことである。「正しさ」がなければ、われわれは何かを「正しい」と言うことはできない。

1. 倫理的な正しさとは何か(その1): 現代リベラリズムの立場

ここで扱うリベラリズム(liberalism)とは、マイケル・サンデル(Michael J.Sandel)が言うように、今日の道徳・法・政治哲学で顕著になっている現代リベラリズムである。このリベラリズムは、正義(justice)・公正(fairness)・個人の権利(individual rights)という観念が中心的な役割を果たし、その哲学的基盤の多くのカントに負うものである。このリベラリズムは、善に対する正しさ(the right)の優先を主張し、功利主義的構想に対立して典型的に定義される倫理であり、「義務論的リベラリズム」(deontological liberalism)としてもっともよく記述される(M.J.サンデル『リベラリズムと正義の限界』1頁参照; Cf.p.1.)。

1.1 リベラリズムと対比される、功利主義(ベンサム功利主義)の正義論

行為の正しさは功利性の原理によって判定される。「功利性の原理に適合している行為については、それはしなければならない行為である、または少なくとも、してはならない行為ではない、といつでも言うことができる。また、そのような行為をすることは正しいこと(right)である、少なくとも悪いことではないとすることができるし、そのような行為は正しい行為(right action)である、少なくとも悪い行為ではないとすることができる。このように解釈されてはじめて、しなければならない(ought)とか、正しい(right)とか悪いとか、その他同じ種類のことばは意味をもつ」(ベンサム『道徳および立法の諸原理序説』84頁; p.13)。

(1) 功利性の原理

「功利性の原理とは、その利益が問題になっている人々の幸福を、増大させるようにみえるか、それとも減少させるようにみえるかの傾向によって、また同じことを別のことば

で言い換えただけであるが、その幸福を促進するようにみえるか、それともその幸福に対立するようにみえるかによって、すべての行為を是認し(approve)、または否認する(disapprove)原理を意味する」(ベンサム『道徳および立法の諸原理序説』82頁; p.11-12)。ベンサムは、その際の行為を、一個人のすべての行為だけではなく、政府のすべての政策(measure)をも含むという意味で使っている。

(2) 功利性

「功利性とは、ある対象の性質(property)であって、それによってその対象が、その利益が考慮されている当事者に、利益、便宜、快楽、善または幸福(これらは現在の場合、すべて同じことになるのであるが)を生み出し、または(これもまた同じことになるのであるが)危害、苦痛、害悪または不幸が起こることを防止する傾向をもつものを意味する。ここでいう幸福とは、当事者が社会全体(the community in general)である場合には、社会の幸福のことであり、特定の個人である場合は、その個人の幸福のことである」(ベンサム『道徳および立法の諸原理序説』83頁; p.12.)。

(3) 正不正の判定

ベンサムは、正不正〔正邪〕〔翻訳では善悪となっている〕(right and wrong)の判定を苦痛と快楽(pain and pleasure)に委ねている。ベンサムは快楽を幸福と考え、幸福の最大化を功利性の原理と考えるから、功利性の原理は「最大幸福原理」(greatest happiness principle)とも言われる。この原理は、「その利益(interest)が問題となっているすべての人々の最大幸福を、人間の行為の、すなわちあらゆる状況のもとにおける人間の行為と、特殊な場合には、政府の権力を行使する一人または一組の官吏の行為の、唯一正しく、適切で、普遍的に望ましい目的であると主張する原理」である(ベンサム『道徳および立法の諸原理序説』82頁参照; Cf. p.11)。

1.2 功利主義の正義論の問題点

功利主義は、個人の利益(幸福)よりも集団や社会の利益(幸福)を優先することになりやすい。サンデルによれば、功利主義のもっとも目につく弱みは、それが個人の権利(individual rights)を尊重しないことである。満足の総和(sum of satisfaction)だけを気にするため、功利主義は個々の人を踏みつけてしまう場合がある。功利主義者にとっても個人は重要であるが、その意味は、個人の選好(preference)も他のすべての人びとの選好とともに考慮されるべきだということにすぎない。したがって、功利主義の論点を徹底すると、品位や敬意といったわれわれが基本的規範と考えるものを侵害するような人間の扱い方を認めることになりかねない(サンデル『これからの「正義」の話しよう』51-52頁参照; Cf. p.37)。

1.3 カントの義務論的リベラリズム

カントの倫理思想は「義務論的リベラリズム」と呼ばれる。「義務論的リベラリズム」とは、正義に関する理論、とりわけ道徳的・政治的理想のなかで、正義を優位とする理論である。サンデルによれば、各人が自分自身の目標・利益・善の構想をもつ、人格の多元性[複数性]から成り立つ社会が最善に調整されるのは、いかなる特定の善の構想も前提としない原理によって支配されるときである。つまり、「正しさ(right)の概念は、善に優先し、善とは独立に与えられるのである」(サンデル『リベラリズムと正義の限界』1頁参照; p.1)。

(1) ロールズによるカント解釈

カントの倫理思想を、ロールズは、善に対する正しさの優位を主張するものと解釈する。カントは「善意志」について『道徳形而上学原論』の冒頭で次のように述べている。「我々の住む世界においてはもとより、およそこの世界のそとでも、無制限に善と見なされ得るものは、善意志のほかにはまったく考えることができない」(カント『道徳形而上学原論』岩波文庫、1960年、22頁)。ロールズは『哲学史講義』の中で、この善意志について次のように書いている。善意志はあらゆる比較を絶しており、善意志には傾向性を満たすことなどよりもはるかに高い価値があり、その価値はわたしたちの(許容できる)傾向性すべてを秩序だった形で満足させること(いいかえれば幸福、ということ)よりも高い。かくして、善意志には二つの際立った特徴がある。第一に、善意志は無条件につねにそれ自体で善である。第二に、善意志は同様にそれ自体で善い他のすべてのものよりも価値がある。精神的才能、気質、素質や財産に恵まれていること、幸福といった他のあらゆる善は条件付きのものである。このようにロールズは大まかに言って、形式的に理解された善意志を正義と解釈する(ロールズ『ロールズ哲学史講義』上、236-237頁; p.156-157)。

(2) 正義の優位

カントの倫理学のような十全な義務論的見解では、正義の優位は、道徳的優先だけではなく、正当化の特権的形態も記述するものである。つまり、正しさが善よりも優先するのは、その要求が先行するからだけではなく、その原理が独立して導き出されるからでもある。正義の原理は、いかなる特定の善のヴィジョンにも依存しないように、正当化される(サンデル『リベラリズムと正義の限界』2-3頁参照; p.2.)。カントはこれについて次のように述べている。「…善の概念および悪の概念は、道徳的法則に先立つのではなくて(善および悪の概念のほうが道徳的法則の根底に置かれねばならないと思われるかも知れないが)、(いまここで述べるように)道徳的法則のあとにあり、この法則によって規定せられねばならない…」(カント『実践理性批判』136頁; S.74.)。

カントにおける善に対する正しさの優位をロールズは次のようにまとめる。正しさとは別に独立して与えられた善の理解から出発するのではなく、むしろ経験的と対立する意味での純粋な実践理性によって与えられる正しさ—道徳法則—の概念から始めねばならない。道徳についての理解は独立した対象としての善を中心に回っているのではなく、正しさの(形式的)理解(善意志の形式的理解とあわせて)は、わたしたちの純粋実践理性によって構成されるが、あらゆる許容される善はこれに合致しなければならない。正しさの優位について重要なのは次の点である。すなわち、善と正しさは相補的であり、また正しさの優位はこのことを否定しない。善にはさまざまな理解があって、ある理解を肯定する者にとって善に献身することがまったく価値のあることだとすれば、そうした理解は、正しさの理解そのものによって引かれた限界の内にぴったりとはまらなければならない。正しさは限界を設定し、善はそのなかで位置を示す(ロールズ『哲学史講義』下、331, 337頁参照; Cf. p.227, 231)。

1.4 ロールズのリベラリズム

カント的なリベラリズムを現代的に再解釈したものが、ジョン・ロールズ(John Rawls)のリベラリズムである(サンデル『リベラリズムと正義の限界』15頁参照; Cf.p.13.)。ロールズは、『正義論』(1971年)を構想するにあたって、ロック・ルソー・カントに代表される社会契約の伝統的理論を一般化し、抽象化の程度を高めることを試みた、と述べている。彼の正義論は、有力で支配的な伝統をなしてきた功利主義より優れた、正義に関する体系的な説

明の代替案を提示しているとされる(ロールズ『改訂版 正義論』xxi 頁; p.xviii; 16 頁;p.10)。その際、ロールズは、平等に近い意味での「公正」という要素と「自由」とを両立させる形で、「正義論」を構想した。

(1)正義、原初状態、無知のヴェール

「正義」(justice)は社会の諸制度がまずもって発揮すべき効能である。どれだけ効率的でうまく編成されている法や制度であろうとも、もしそれらが正義に反するのであれば、改革し撤廃せねばならない。すべての人びとは正義に基づいた不可侵なるものを所持しており、社会全体の福祉〔の実現という口実〕を持ち出したとしても、これを蹂躪することはできない(ロールズ『改訂版 正義論』6 頁; p.3)。ロールズによれば、公正としての正義の構想は、カント的に解釈することが可能であり、平等な自由の原理もその解釈から導き出される。その解釈はカントの自律の観念を基礎としている(ロールズ『改訂版 正義論』338 頁; p.221)。

「公正としての正義」(justice as fairness)において、伝統的な社会契約説における自然状態に対応するものが、「平等な原初状態」(original position)である。この原初状態は、実際の歴史上の事態とか、ましてや文化の原始的な状態として考案されたものではない。それは正義の構想にたどり着くべく特徴づけられた、純粋に仮設的な状況だと了承されている。この状況の本質的特徴のひとつに、誰も社会における自分の境遇、階級上の地位や社会的身分について知らないばかりでなく、もって生まれた資産や能力、知性、体力その他の分配・分布においてどれほどの運・不運をこうむっているかについても知っていないというものがある。さらに、契約当事者たちは各人の善の構想やおのおのに特有の心理的性向も知らない、という前提も加えられる。正義の諸原理は、「無知のヴェール」(veil of ignorance)に覆われた状態のまま選択される。諸原理を選択するにあたって、自然本性的な偶然性や社会状況による偶発性の違いが結果的にある人を有利にしたり不利にしたりすることがなくなる、という条件がこれによって確保される。全員が同じような状況に置かれており、特定個人の状態を優遇する諸原理を誰も特定できないがゆえに、正義の諸原理が公正な合意もしくは交渉の結果もたらされる。原初状態とは適切な契約の出発点をなす現状であって、そこで到達された基本的な合意は公正なものとなる(ロールズ『改訂版 正義論』18-19 頁参照; Cf. p.11)。

「無知のヴェール」は一つの思考実験である。共同体の生活を律する原理を選ぶために、つまり社会契約を定めるために、人びとが集まったとする。ここで問題となることは彼らはどのような原理を選ぶかである。人びとは原理原則を選ぶために集まったが、自分が社会のどの位置にいるのかはわからない。全員が「無知のヴェール」をかぶった状態で原則を選ぶと想像する。無知のヴェールをかぶると、一時的に自分は何者かがまったくわからなくなる。自分が属する階級も、性格も、人種も、民族も、政治的意見も、宗教上の信念もわからない。もし全員がこうした情報をもっていないなら、実質的には誰もが平等の原初状態で選択を行うことになる。交渉力に差がない以上、人びとが同意する原則は公正なもの(just)となるはずだ。これがロールズの考える社会契約、すなわち平等の原初状態における仮説的な同意である。もし自分がこのような状態に置かれたら、あなたは合理的で、利己的な個人として、どのような原則を選ぶだろうかとロールズは問いかける。サンデルによれば、ロールズはまず、功利主義的な原理が選ばれることはないと推論する。無知のヴェールをかぶっている人はみな、「自分は抑圧された少数派かもしれない」と考えている。したがって、最大多数の幸福のために犠牲にされることを望まないであろう。また、徹底した自由競争やリバタリアニズムを選ぶ人もいない。このような原理は、市場経済で得た利益を独占する権利を一部の人びとに与えるが、彼らはこう考えるからだ。「もしかしたら

ビル・ゲイツになるかもしれない。でもホームレスになる可能性もある。ならば底辺層を切り捨てるシステムは避けたほうが無難だ」(サンデル『これからの「正義」の話をしてしよう』184-185, 196-197 頁参照; Cf. p.141-142, 151)。

(2)正義の二原理

ロールズは、原初状態で合意されると思われる正義の二原理をまず次のように呈示する。

<第一原理>

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な〔＝手広い生活領域をカバーでき、種類も豊富な〕制度的枠組みに対する平等な権利を保持すべきである。ただし、最も広範な枠組みといっても〔無制限なものではなく〕他の人びとの諸自由の同様〔に広範〕な制度の枠組みと両立可能なものでなければならない。

<第二原理>

社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない—(a)そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること、かつ(b)全員に開かれている地位や職務に付帯する〔ものだけに不平等をとどめるべき〕こと。

(ロールズ『改訂版 正義論』84 頁; p.53)

ロールズによれば、これらの原理は、社会の基本構造に対して、第一義的に適用され、権利と義務の割り当てを律し、社会的・経済的諸利益の分配を統制する。社会構造は二つに区別しうる部分を有しており、それぞれの区分が第一原理と第二原理の適用対象と見なされる。つまり、〔1〕平等で基本的な諸自由を規定し確保する社会システムの諸側面と、〔2〕社会的・経済的不平等〔の許容範囲〕を指定し固める(specify and establish)諸側面が区別される(ロールズ『改訂版 正義論』84 頁; p.53)。第一原理は、基本的な権利と義務を平等に割り当てることを要求する。第二原理は、社会的・経済的な不平等(たとえば富や職務権限の不平等)が正義にかなうのは、それらの不平等が結果として全員の便益(そして、とりわけ社会で最も不遇な〔＝相対的利益の取り分が最も少ない〕人びとの便益)を補正する場合に限られる(ロールズ『改訂版 正義論』21-22 頁; p.13)。

第一原理は、「政治的な自由」(投票権や公職就任権)と「言論および集会の自由」、「良心の自由」と「思想の自由」、心理的抑圧および身体への暴行・損傷からの自由(人身の不可侵性)を含む「人身の自由」、「個人的財産＝動産を保有する権利」と法の支配の概念が規定する「恣意的な逮捕・押収からの自由」などの諸自由が平等に分ち合われるべきだとする(ロールズ『改訂版 正義論』85 頁; p.53)。

第二原理は、〔1〕所得と富の分配および〔2〕職権(authority)と責任の格差(differences)を活用した諸組織の設計という両面に適用される。富と所得の分配は平等にする必要はないにせよ、各人の利益となるものでなければならず、そして同時に職権と責任を伴う地位は全員がアクセス〔利用・入手〕可能なものでなければならない。第二原理の適用は種々の地位(positions)の開放性を保持するところから着手され、次いでその制約のもとで、各人の便益(benefits)となるように社会的・経済的不平等の調整を図ることになる(ロールズ『改訂版 正義論』85 頁; p.53)。

これら二つの原理は、第一原理が第二原理に先行するという逐次的順序に従って配列されねばならない。この順序づけは、第一原理が保護する平等な基本的諸自由の侵害は、社会的・経済的利益の増大によって正当化されえないことを示している。これらの自由には中枢をなす適用範囲があり、その範囲内では他の基本的な自由と対立する場合にのみ、自由が制限され・削減されうる。自由が相互に衝突するときには制限を受け入れるのであるから、基本的諸自由のどれひとつとして絶対的なものではない。とはいえ、相互調整の結

果、複数の自由がひとつのシステムをどのようにして形成するにいたったとしても、そのシステムはすべての全員にとって同じものとならねばならない。第二原理に関して、富と所得の分配および職権と責任を伴う地位は、基本的な自由および機会均等の双方と不整合を来たすものであってはならない(ロールズ『改訂版 正義論』85-86頁; p.53-54)。

ロールズによれば、これら二原理は、「すべての社会的な諸価値—自由と機会、所得と富、自尊の社会的諸基礎—は、これらの一部または全部の不平等な分配が各人の利益になるのでない限り、平等に分配されるべきである」という、比較的一般的な正義の構想の特別なケースに該当する(ロールズ『改訂版 正義論』86頁; p.54)。

(3)格差原理

第二原理には曖昧な点があったため、最終的には次のように書き直された。

<第二原理>

社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。

(a)そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理*)と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。

(b)公平な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する〔ものだけに不平等がとどまる〕ように。

(ロールズ『改訂版 正義論』403頁; p.266)

(a)は格差原理と呼ばれ、b)は機会均等の原理と呼ばれる。

*) 貯蓄原理(saving principle)は、社会の進展の水準ごとにそれぞれ適切な貯蓄率(あるいは貯蓄率の幅)を割り当てるためのルールである。社会の進展の段階が異なるのに応じて、異なる貯蓄率が割り当てられる。人びとが貧しくて貯蓄が困難なときには、低めの貯蓄率が要求されねばならない。他方、比較的に富裕な社会においては実質的な貯蓄負担は重くないため、より多額の貯蓄を期待しても理にかなう。正義にかなった貯蓄原理は、正義の重要問題のひとつとして社会が貯蓄すべきものごと〔次世代に残しておくべきものごと〕に適用される(ロールズ『改訂版 正義論』387頁; p.255)。正義にかなった貯蓄原理は、正義にかなった社会を実現し保持するという負担を公正に分ち合うことに関する、世代間の了解事項としてみることができる(ロールズ『改訂版 正義論』389頁; p.257)。

サンデルによれば、社会的・経済的不平等を管理するために人びとが選ぶ原理が格差原理である。これは、もっとも不遇な人びとの利益に資するような、社会的・経済的不平等をだけを許容するという考え方である。アメリカのような社会では、マイケル・ジョーダンやビル・ゲイツのような巨額の富をもつ者がいる。ロールズの格差原理は、あれこれの個人の給料の公平性をうんぬんするためのものではない。それは社会の基本構造と、権利と義務、所得と富、力と機会の分配方法を論じるためのものである。ロールズにとって考える価値のある問題とは、ゲイツの富は、もっとも不遇な人びとの利益に資するような仕組みから生まれたものかどうかである(サンデル『これからの「正義」の話をしよう』197-198頁参照; Cf. p.151-152)。

格差原理は、生まれつきの才能の分配・分布をいくつかの点で共通の資産(common asset)と見なし、この分配・分布の相互補完性によって可能となる多大な社会的・経済的諸便益を分かち合おうとする、ひとつの合意を実質的に表している。生まれつき恵まれた立場におかれた人びとは誰であれ、運悪く力負けした人びとの状況を改善するという条件に基づいてのみ、自分たちの幸運から利得を得ることが許される。有利な立場に生まれ落ちた人びとは、たんに生来の才能がより優れていたというだけで、利益を得ることがあってはならない。利益を得ることができるのは、自分たちの訓練・教育にかかる費用を支払うため

だけであり、またより不運な人びとを分け隔てなく支援するかたちで自分の資質を使用するためだけである。より卓越した生来の能力を持つに値する者はひとりもいないし、より恵まれた社会生活のスタート地点を占めるに値する者もない(ロールズ『改訂版 正義論』136-137頁; p.87)。

格差原理において重要なことは、ロールズが一律に平等な社会を目指しているわけではないということである。サンデルによれば、格差原理は、才能ある人間にハンディキャップを課すことなしに、才能や資質の不平等な分配を是正する。そのやり方はこうである。天賦の才の持ち主には、その才能を訓練して伸ばすよう促すとともに、その才能が市場で生み出した報酬は共同体全体のものであることを理解してもらうというものである。足の速い者がいるなら、ハンディキャップを課するのではなく、自由に走り、ベストを尽くせるようにする。ただし勝利は自分だけのものではなく、そのような才能を持たない人びとも分かち合う必要があることを前もって確認しておく(サンデル『これからの「正義」の話をしよう』203頁参照; Cf. p.156)。